

### 3. 入居資格等について

#### (1) 一般住宅

市営住宅に申込みをされる人は、次の①から③のすべての条件を満たしている必要があります。

- ①同居又は同居しようとする親族（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます）がある人
  - 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みはできません。
  - 婚姻予定で申し込まれる人については、入居の決定日までに確実に婚姻し、入居できることが条件です。
  - 外国人については、外国人登録をされている人に限ります。

#### ※ 単身で申込みできる場合について

- 次のア～コのいずれかにあてはまる人は単身でも申込みできます。
  - ア. 60歳以上の人、
  - イ. 身体障害者（障害程度1級～4級）
  - ウ. 精神障害者（1～3級）・知的障害者（精神障害1～3級相当）
    - ※精神保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受け得る程度の障害である人
  - エ. 戦傷病者（障害の程度が特別項症～6項症まで又は第1款症である人）
  - オ. 原子爆弾被爆者
  - カ. 生活保護を受けている人
  - キ. 中国残留邦人等の支援給付を受けている人
  - ク. 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の人）
  - ケ. ハンセン病療養所入所者等
  - コ. DV被害者
    - （県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の人、又は配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の人）
- **単身で入居できる住宅には、広さに制限があります。**  
単身入居が可能な住宅の募集の有無については、別紙「募集状況一覧表」でご確認ください。
- 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる人は、単身では申込みできません。（『入居資格審査等について』参照）

- ② 入居しようとする人全員の月収額の合計額が158,000円以下であること。  
ただし、高齢者世帯など「裁量世帯」に該当する場合は、月収額の合計額が214,000円以下であれば申込みできます。

「市営住宅の募集のご案内②」（月収額の計算方法）を参考にして、収入基準に合うかどうかを確かめてください。

※改良住宅については月収額が異なります。

- ③ 現在、住宅に困っておられる人

- 持家がある人は原則として申込みできません。  
ただし、持家がある人であっても、入居資格審査時までには所有権を移転される場合は、申し込みできます。
- 現在、県営住宅や市町村営住宅に入居している人は原則として申し込みできません。  
ただし、やむを得ない特別な事由（親族の介護、疾病による長期間の通院、市外の公営住宅入居者等）がある方は、申し込める場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

**年齢等の入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日時点です！**

## (2) 特定目的住宅

高齢者世帯や世帯の中に障害者の人がおられる場合など、一定の要件を満たす人だけが申込みできる住宅です。

いずれの場合も、前ページの(1)の①から③の入居資格要件を満たすことが必要です。

### シルバーハウジング (福祉サポート付き住宅)

次の2つの要件を満たす世帯

- ア 60歳以上の単身世帯、60歳以上の人のみからなる世帯、又はいずれか一方が60歳以上の夫婦世帯
- イ 独立して生活するには不安があるが、日常生活(歩行、自炊、入浴等)に支障がない程度に健常であること

※家賃とは別に福祉サービスに対して、収入に応じた負担金が必要です。

### 高齢者世帯向住宅

60歳以上の単身世帯又は、60歳以上の人及び同居親族全員が次のいずれかにあてはまる世帯

- ① 配偶者(婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含む)
- ② 18歳未満の人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人(障害程度1～4級)又は、精神障害者で障害程度1～3級の人、知的障害者で精神障害1～3級相当の人
- ④ 50歳以上の人

### シルバーリフォーム住宅

60歳以上の単身世帯又は、60歳以上の人及び次のいずれかにあてはまる同居親族がいる世帯

- ① 配偶者(婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含む)
- ② 18歳未満の人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人(障害程度1～4級)又は、精神障害者で障害程度1～3級の人、知的障害者で精神障害1～3級相当の人
- ④ 50歳以上の人
- ⑤ 病気等により階段の昇降が困難で症状の改善が見込めない人

### 高齢者ペア住宅

60歳以上の世帯と同居する世帯向け住宅で、その合計が4人以上の親族からなる世帯

### 大家族向住宅

次のいずれかにあてはまる場合

- ① 入居しようとする家族の人数が5名以上の場合
- ② 入居しようとする家族の人数が4名で、そのうち3名が12歳以上である場合